

一般社団法人 愛知県環境測定分析協会
役員及び理事の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人愛知県環境測定分析協会（以下「協会」という。）の定款第17条の規定に基づき、役員及び理事の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を測ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事（会長、副会長を含む）及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬をいう。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員は無給とする。

(費用)

第4条 協会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 平成24年9月25日理事会承認 一部改定
- 3 平成29年6月29日理事会承認 一部文字修正（代表理事→会長）